

---

---

令和元年度第2回（第27回）東京都北区子ども・子育て会議 議事要旨

---

---

[開催日時] 令和元年10月1日（火）午後 6時30分～午後 8時30分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

○ 開会

○ 議題

1 子ども・子育て施策に係る報告事項

(1) 保育施設の開設予定等について

(2) 幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いについて

(3) 学校給食費保護者負担軽減策について

(4) ベビーシッター利用助成の開始について

2 「北区子ども・子育て支援計画2020」【素案】について

3 その他

○ 閉会

[出席者]

岩崎美智子	会長	神長美津子	副会長	伊藤 秀樹	委員
小田川華子	委員	我妻 澄江	委員	足立賢一郎	委員
川染 誉	委員	(代理) 齊藤厚子様		鹿田 昌宏	委員
鈴木 将雄	委員	田邊 茂	委員	林 賢太郎	委員
森 健太郎	委員	奥村 宏	委員	香宗我部まゆみ	委員
坂内八重子	委員	服部 晶子	委員	小林宏一郎	委員
新保 友恵	委員	堀ノ内紀子	委員		

[配布資料]

資料1	保育施設の開設予定等について
資料2	幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について
資料3	学校給食費保護者負担軽減策について
資料4	ベビーシッター利用助成の開始について
資料5	北区子ども・子育て支援計画2020【素案】10／1版
資料5-2	北区子ども・子育て支援計画2020素案 追加資料

### 【事務局】

皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、令和元年度第2回、通算第27回北区子ども・子育て会議を開会します。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

第4期最初の子ども・子育て会議ですので、事務局を代表しまして、子ども未来部長の早川よりご挨拶申し上げます。

### 【事務局】

改めまして、こんばんは。本当にお忙しいところ、夜分にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日からいよいよ消費税が10%になり、その消費税を財源とした幼児教育・保育の無償化が始まります。こちらにお越しの皆様には、本当にさまざまな事務手続、園の方々には利用者への説明等、本当にご協力を賜りまして、改めましてお礼を申し上げます。

北区では、昨年度の決算を認定していただくための決算委員会が、本日午前中をもちまして終了しました。今期の定例会が10月4日の本会議を残すところとなっています。

そうした中、教育、子どものことに関してさまざまな質疑をいただきました。後ほど報告いたしますが、学校給食の保護者負担、多子世帯の負担の軽減、また保育園については、給食費を無償とすること、幼稚園にはさまざまな施策をすること、学童クラブの待機児童の解消のための補正予算の議決、普通教室の不足が見込まれる学校等についても、調査委託経費の議決をしていただきました。

こうしたさまざまな施策、すべて本日ご審議をします子ども・子育て支援計画に基づきまして、待機児童解消等の取組を今後とも進めてまいりますので、忌憚のないご意見をいただき、北区の子ども・子育て施策にご協力いただけますよう、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

### 【事務局】

それでは続きまして、第4期の委員の方をご紹介したいと思います。

9月11日に次世代育成支援行動計画部会があり、新しく3名の方にご参加いただきましたが、全員そろっては最初の会議ですのでご紹介したいと思います。

本日お配りした資料に委員名簿一覧と席次表もありますので、そちらも合わせてごらんください。入り口に近い森委員から順にご紹介します。お名前をお呼びしましたら、恐縮ですがお立ちいただければと思います。

(委員紹介)

### 【事務局】

以上、22名の方が新たに第4期の委員となりました。

なお、事務局のメンバーは変更ありません。

続きまして、本日の出席状況について報告します。

本日は佐田委員がご欠席で、代理に齊藤様にご出席いただいています。

また、貝塚委員、横森委員がご欠席で、本日20名のご出席をいただき、定足数を満たしていることをご報告します。

続きまして、資料の確認です。事前配付と当日配付が複数あり、少し説明しますのでご確認ください。

まず、事前に送付しました資料です。議題としてご紹介をしている部分の資料1から資料5、保育施設の開設予定等から、資料5の北区子ども・子育て支援計画2020素案ということで150ページほどの厚いクリップどめの資料を含め、5種類を事前に送付いたしました。

また、あわせまして、机前にお配りした本日の次第、次に第4期の北区子ども・子育て会議の委員一覧で、表面が委員一覧、裏面が事務局の名簿、そして本日の席次表、あわせまして、右肩上に資料5-2とあります追加資料で、これまでの資料の中で修正があったものをまとめて、赤と黒の2色カラー刷りの資料です。後ほど、これを使いまして修正箇所の説明をします。

左上にゼムクリップどめになっている資料が、一式差しかえ版になります。資料で数字の精査等で差しかえが必要になる部分を改めて印刷しました。

そして、21ページ、第2章の子ども・子育てを取り巻く現状と課題のところ、保育園の待機児童数の推移、このP21~24までの資料がホッチキスどめで一つ。

さらにA4の表裏1枚になりますが、29、30ページです。29ページは、同じく第2章で保育園の定員等が書かれていて、中段にちょうど幼稚園、認定こども園（教育利用分）が書いてあるページのところです。

最後に、同じくクリップで、123ページ（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）から、最後126ページの滝野川地区の表のところまで、こちらが差しかえですので、事前にお送りしたダブルクリップどめ資料に差しかえをして、古いものは取り除いていただければと思います。

資料は以上です。過不足等ありましたら、その都度お申し出いただければお持ちします。

続きまして、今回第4期の最初の会議ですので、会長と副会長の選出に移りたいと思います。

子ども・子育て会議条例の第6条の規定によりまして、委員の互選により会長、副会長を選出することになっています。皆様方でご意見がある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

### 【委員】

それでは、僭越ですが、提案したいと思います。

私も第1回目から、途中抜けましたけど、ずっとこの会議に参加しております。今まで会長をやっていた岩崎先生は、大変そつなく、スムーズに会議を進行していただいていますので、ぜひ岩崎先生に会長を、そしてそれを補佐する副会長には、やはり最初からずっとやっている神長先生にやっていただければいかがかと提案します。

### 【事務局】

皆さん、今、委員からご推薦のお言葉をいただきましたが、いかがですか。ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

(拍手)

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、会長、そして副会長が決まりましたので、一言ずつ、お言葉を頂戴できればと思います。

岩崎会長からお願いします。

**【会長】**

ありがとうございます。

ただいまご紹介いただきました、東京家政大学の岩崎です。

それでは、引き続きまして、会長という重責ですが、担わせていただきます。

最初からこの会議に出席していますが、北区は子どもの施策に対して非常に頑張ってくれていまして、それらの施策がだいぶ認知されるようになってきたと思うのですが、まだまだ知らない人も多いかと思います。年少人口の増加なども、もしかしたら、いろいろな政策の効果なのかと考えることがあります。非常によくやったださっていると思います。

子ども・子育て会議でも、毎回時間が足りないくらい活発にご議論いただいて、本当に皆さんの子ども・子育てに関する熱意というものを感じています。

いまも子どもをめぐる状況というのは、決してよいことばかりではない。いろんな事件や、まだまだ私たちが考えなければいけないことがたくさんありますので、ぜひともこの会議で、皆さんのお知恵と色々なご経験から、さまざまなご意見をいただければと思います。

そして、日本の子ども・子育ては北区がリードしていると、それぐらいの意気込みで私達も臨みたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(拍手)

**【副会長】**

では、座ったままで失礼します。

國學院大学の神長です。どうぞよろしくをお願いします。

私も最初からこの会議に参加していますが、いつも岩崎先生の隣で、時間との闘いといひますか、いろんな議論が出ている中で、岩崎会長が一つ一つ整理しているのを隣で見ているだけで、申し訳ないと思っていますが、今、お話の中にありましたが、議論がたくさん出てくることはすごいと思います。最初の頃は、そこをうまく整理できずに二人でもややとしながら帰った日もあります。振り返ってみるとワンステップ上がっている建設的なご意見がたくさん出ていると思っています。

着々と、次のステージ、未来の子どもたちのために、また議論ができるとういと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

(拍手)

【事務局】

どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは、これ以降の議事の進行は、岩崎会長にお願ひいたします。

【会長】

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

まず、議題1です。子ども・子育て施策に係る報告事項ということで、事務局から願ひします。

【事務局】

資料1、保育施設の開設予定等です。

1、要旨です。7月31日に開催しました前回の子ども・子育て会議におきまして、待機児童の多い滝野川地域及び赤羽東地区で私立認可保育所の新規募集を行うことを報告しました。

このたび、赤羽東地区において、令和2年4月開設となりました私立認可保育所、及び定員拡大について報告します。

2、令和2年4月開設及び定員変更予定施設です。

(1) (仮称) にじいろ保育園志茂。

令和3年4月期開設を予定している(仮称) にじいろ保育園志茂の運営事業者ライクアカデミー株式会社より、開設前までの期間、遊休施設予定である区立志茂保育園を活用した公私連携型保育所の開設提案がありました。この提案は、待機児童解消に寄与するため、現在募集している赤羽東地区の新規提案、及び新園舎完成までの暫定として開設を認めることとしました。

なお、こちらの園舎は令和3年4月期に移転する予定です。

①番、遊休施設を活用した公私連携型保育所です。設置主体は、ライクアカデミー株式会社です。場所は、志茂3-4-1-5。開設時期を令和2年4月。定員47名を予定しています。

裏面に行きまして、図面の1番のところは、先ほど最初に説明しました公私連携型保育所です。

続きまして、表面に戻りますが、②番、旧赤羽中学校施設跡地を活用した私立認可保育所についてです。設置主体は同様ですが、場所は下の図面の志茂1-19。開設時期は令和3年4月です。定員は84名を予定しています。また、こちらは病児保育定員5名を開設する予定です。ただ、開設時期については現在検討中となっています。

③の経過及び今後の予定は記載のとおりです。

(2) 「(仮称) さくらキッズ分園」です。現在、認証保育所として運営している「さくらキッズ」を、認可保育所さくら保育園の分園に移行します。なお、移行後の令和2年4月から、施設名称をさくらキッズに変更します。設置主体、また場所については、東田端

2-8-12、定員は以下の表のとおりです。場所は案内図をごらんください。

(3)「ういず滝野川保育園」です。こちらは0歳から2歳までの施設として運営している認可保育所「ういず滝野川保育園」より、現在の定員の空き状況及び周辺保育園の状況等を踏まえ、1歳から5歳までの認可保育所に変更したいとの申し出がありました。そのため、31年4月期は0歳から2歳で39名定員、最終的には令和4年4月期の定員、58名の定員に変更したいという形になります。また、段階的に定員は順次変更していきます。また、裏面に行きまして、案内図は記載のとおりです。

3、令和2年度に向けた定員拡大の内訳です。平成31年4月期は、9,060名の受け入れ可能数を設けていたところ、令和2年4月期に向けまして、312名増、9,372名の定員を確保する予定です。

(1)は新規開設予定の施設で一覧表になっていまして、全部で右下にある308名、また、次のページへ行きまして、(2)定員変更の中では、さまざま定員が増になったり減になったりする部分を踏まえ、右下4名の増、合わせて312名の増になる予定です。

(3)今後の予定です。10月20日に北区ニュース及び北区ホームページにて、各園の空き状況を公開します。また、12月10日に、令和2年4月期の保育園の申込の締め切りを予定しています。令和2年2月14日に、保育園の内定者の発表をする予定です。

以上になります。

引き続き資料2も私から説明いたします。

資料2、幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱です。

1、要旨です。令和元年10月から幼児教育・保育無償化に伴い、3歳～5歳児の保育園の給食費等の取扱は無償とします。また、幼稚園については各園において給食の実施回数等が異なることから、実費負担を継続する一方で、給食費とは別に利用者に対する補助を充実します。

2、3歳～5歳児における給食費の取扱いです。表のとおりになりますが、公私立保育園、また、認定こども園の2号認定子どもは無償、私立幼稚園・認定こども園の1号認定子どもは実費徴収を継続します。

3、私立幼稚園等の利用世帯に対する補助の拡大についてです。

(1)入園祝い金の増額です。令和2年4月期からの入園者に限りませんが、現在4万円を上限としているところを、8万円に増額します。

(2)従来型幼稚園の保育料等の負担軽減についてです。こちらの利用者は、国の制度25,700円及び東京都制度1,800円の27,500円(月額)を上限に負担の軽減を図っていきます。

また、低所得者世帯及び多子世帯等は、東京都の制度及び区の制度で上乗せ補助を行うとともに、次にページですが、太枠内の対象世帯は、園の規則で定めた毎年徴収する冷暖房費、実費教材費等を補助の対象に加えていきます。

裏面をごらんください。

中段、(3)給食費の上乗せ補助についてです。幼稚園は年収360万円未満及び多子世帯の給食費について、国の制度4,500円に加えて3,000円の区の上乗せ補助を行います。

(4)多子世帯のカウント方法の変更です。国の制度は小学校3年生までの子どもの人数でカウントをしていますが、北区は年齢にかかわらず子どもの人数に変更する予定で

す。

4、保育園における東京都の補助制度を活用した多子世帯負担軽減策についてです。0～2歳児を対象に、多子世帯のカウント方法は国による小学校就学前までの子どもの人数ではなく、年齢にかかわらず子どもの人数に変更します。また、当制度を活用するため、保育料の金額は全ての階層で第二子の金額を第一子の金額の半額とするよう改定を行う予定です。

5、認証保育所利用世帯に対する補助の拡充についてです。10月以降、国の認可外保育施設に対する幼児教育・保育無償化の上乗せする形で、東京都の補助制度を活用する予定にしています。次ページ、表のとおり金額の変更をする予定です。

今後のスケジュールは記載のとおりです。

また、次ページ以降、国制度の概要となる幼児教育無償化の概要を記載していますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上です。

### 【事務局】

続きまして学校給食費保護者負担軽減策について説明します。資料3をごらんください。

花川区長の5期目の選挙公約と所信表明で出されておりました「小・中学校給食費等の保護者負担軽減」について、早期に実施して、「子育てするなら北区が一番」の実現をより確かなものにして、区の子育て施策をさらに充実させるために、こちらの施策を実施します。

2の内容です。

(1)の対象者、区内に住所を有し、区立小・中学校に通う第2子以降の子どもとします。原則同一世帯であれば、第1子の年齢は関係ありません。

(2)負担軽減額です。第2子は給食費の半額を補助し、第3子以降は全額補助します。

(3)影響額の試算です。現時点では、第2子は約4,500人、影響額としては約1億1,500万円、第3子以降は約1,300人、影響額としては約7,000万円。影響額の合計は年額約1億8,500万円と試算しています。

(4)実施方法です。学校への給食費の支払は、これまで同様保護者から支払ってもらい、その保護者が支払った対象者分の給食費について、先ほど(2)でお示しした額を保護者の口座に振り込むという形を考えています。学校側の事務作業の負担がふえないような制度をつくっていきたいと考えています。

(5)システム開発です。対象者の抽出、確認、振込口座の管理のためにシステム開発が必要と考えています。このシステム開発は8カ月程度かかると見込んでおいて、今回の議会に補正予算を出して、議決をいただいたところです。

(6)の実施時期です。システム開発の期間を考慮しまして、来年10月分の給食費から対象としたいと考えています。

裏面をお願いします。

今後の予定です。あさって、10月3日に学校の校園長で説明します。今月からシステム開発に着手して、実施は来年10月分の給食費からと考えています。

その下、参考として他自治体の状況をお示ししています。後ほどご覧いただければと思います。

私からは以上です。

## 【事務局】

続きまして、資料の4になります。

ベビーシッターの利用助成の開始についてです。

1の要旨、平成31年4月期の待機児童数は対前年度比で大幅に増加となってしまいました。緊急に対応可能な方策として、東京都の補助を活用したベビーシッター利用助成を令和元年10月より開始します。

このベビーシッター利用助成の利用要件は2でお示ししています。

利用対象者ですが、保育園待機児童の保護者もしくは育児休業を1年以上取得した後、仕事に復職する保護者の児童で、2歳児までのお子様を対象となります。

利用可能時間ですが、1日11時間以内で1月220時間、1月あたり20日利用するという、保育園の代わりになる想定での制度です。

(3)は、ベビーシッターとなる方の要件ですが、東京都が指定する研修を修了したベビーシッターで、1時間当たりの利用料金を2,200円以下に抑えることが要件になっています。

補助の概要及び手順、(1)補助の概要ですが、利用者の1時間当たりの負担が250円となるよう利用料金の残りの金額を公費負担するものです。

区の負担は公費分の1/8が原則ですが、育児休業を1年以上取得後の仕事復帰した場合の保護者の児童については、東京都の負担が公費分の10/10となり、区の負担がなくなります。1日11時間フルで利用しますと、1月48万4,000円の利用料になる。そのうち自己負担は55,000円、残り42万9,000円が公費負担になります。

ただ、この制度は金券の受領になりますので、雑所得ということになります。受領する金額によっては、確定申告や住民税の申告が必要になります。その辺については、利用申請者に対し、今は丁寧に案内しています。

利用及び補助の手順はお示しのとおりで、10月からの利用開始ですが、10月から東京都への申請手続きができるようになりますので、保護者がこの制度を使って実際に利用できるのは10月の中旬になる見込みです。現在5名の方から区に申請が来ています。その方には10月中旬から利用できるといったスケジュールを案内して、利用に向けての手続を行っています。

前後しますが、4のスケジュールです。北区ニュース・ホームページ等による周知を行いまして、10月1日から制度開始ということで進めています。

参考ですが、23区において北区が実施しますと9区目となります。

以上です。

## 【会長】

ありがとうございました。

それでは、今、資料1から4までご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。



### 【委員】

資料2の幼児教育・保育無償化に伴う給食費等の取扱いの中で、3歳、5歳児公私立の保育園、認定こども園の2号認定こどもは無償で、私立幼稚園、認定こども園の1号認定子どもは実費徴収です。※の1を参照すると、給食費の上乗せについて、年収360万円未満及び多子世帯には上乗せ補助があります。そのほかにはないですね。なぜ幼稚園児と保育園児で食に関して差をつけるのでしょうか。幼稚園の子も誰だってお昼は食べます。会長の立場として各園の園長先生方に、「給食の実施回数異なるからできない」という、これだけの説明では皆さんの理解は得られないと思います。どういった根拠でこうなったのかを教えてくださいたいです。

### 【事務局】

まず給食費は保育園と幼稚園で差異が生じている状況、委員のご指摘のとおりです。

公私立保育園は全保育園児に給食の提供が週5日あります。私立幼稚園は週3回から5回と各園によって給食の状況が異なります。また公立の幼稚園もお弁当を持参している状況でしたので、私立幼稚園は給食費で一律補助することが、園によって差異が生じてしまうので、他区市町村の状況を踏まえ、今回は私立幼稚園、認定こども園1号子どもについては実費徴収を継続する形をとらせていただきました。

給食費の上乗せ補助は、年収の低い方、多子世帯の方は、国の制度で4,500円という制度があり、それに加え区では3,000円の上乗せをしたところ。

また、その他一般的な世帯に関しては、入園祝い金等その他の施策におきまして充実を図ることが今回この形をとった経緯です。

### 【委員】

話としてはわかりますが、私が保護者の立場になったときに、なぜ保育園は給食が無償になって、幼稚園はならないのか園長先生から説明があっても、その答えは納得ができません。納得できるような答えをこの場で教えてくださいたいのです。

でなければ、私は各私立幼稚園の園長先生方にこの話をしなければいけない立場にありますので、そんなことを鵜呑みにしてきたのかと言われてしまいます。

ですから、表現が正しくないかもしれませんが、差別しないでください。子育てするなら北区でしょう。その考えがあるのであれば、もっと真剣に考えて、保育園と幼稚園でこのようなあからさまな差をつけてしまうことが、私は残念でなりません。

以上です。

### 【会長】

この点に関しまして、それではよろしいですか。

### 【委員】

私も、先ほどの委員のご意見と近いところがあるのですが、今回の取扱いで、公私立保育園と幼稚園と2本の柱になっているのですが、待機児童が増加している中で、保育園とか幼稚園に預けられない人が多くいます。そういった方も家にいるわけですが、子どもは

どこにいてもご飯代がかかります。そうすると、預けると無償化、給食費についても無償化、家にいたら自分で面倒見て、当然ご飯代も払わなければいけないということで、預けられる人とそうでない人との差がよりつくことになると思います。そこについてはどういった考えを持っているのかが1点。あともう一つ、子どもが家にいる、保育園、幼稚園以外にも、児童発達支援といって障害児が通う施設もあります。そうしたところでも、ご飯代というか、おやつ代のような形で実費徴収がされていることも多いと思うのですが、そういった子どもたちについての検討はされたのでしょうか。

#### 【事務局】

先ほどお2人からのご意見、幼稚園と保育園に通うお子さん、それから、在宅のお子さんへの不公平感、重々承知をしているところです。私ももし保護者であれば、そのように感じることを思います。

保育園を無償にして、幼稚園はこれまでも実費徴収をしていることから、今後も徴収するという考え方。区の中でもさまざまな意見があり、財政当局と教育委員会の中でも議論を重ねに重ねました。保育園の給食費の無償化だけで2億円という区の財源がかかります。そうした中で、幼稚園については、それ以外の4万円から8万円の入学祝い金の増額等で、このような方法をとらせていただいています。

また、障害児のところについては、今現在検討しています。さくらんぼ園という区立の施設があり、現在は給食をやっていないのですが、今後給食を開始する予定になっています。それに向けましても検討を重ねているところです。

#### 【事務局】

児童発達支援の事業所等に通われているお子様についても、区としては検討しているところですが、保育園と併用されている方もいる中、その辺で公平感などもありますので、10月1日の時点では結論が出なかったのですが、引き続きその辺も踏まえて検討を続けていきたいと考えています。

#### 【会長】

この件に関しまして、よろしいですか。

次の議題に入りたいと思います。

議題2、「北区子ども・子育て支援計画2020」【素案】についてです。事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、事前配付をしました「北区子ども・子育て支援計画2020」の素案について、まず、2章まで主なポイントを中心に説明をします。

これまで子ども・子育て会議でご議論を多くいただいたところを今回は素案としてまとめました。

具体的には第5章の子ども・子育て支援事業計画、こちらは部会でも議論し、子ども・子育て会議でこれまでご了解をいただいたと認識しています。

本日はこちらの部分について、先ほどの報告事項にありましたように、これからの保育園の定員拡大等の数字の変化がありますので、そういった変化、現時点での修正等について説明いたします。

また、第4章の次世代育成支援行動計画、こちらも9月11日の第2回次世代育成支援行動計画部会でご議論をいただき、おおむねご理解をいただいたところですが、いくつかご意見を頂戴しました。本日はその部会でいただいたご意見を踏まえて、事務局で修正案を作成しましたので、そちらについても後ほど説明いたします。

素案の資料は150ページ超の厚い冊子になっていますので、その他お気づきの点がありましたら、お寄せいただければと思います。

量が多いため全て触れられませんので、ポイントのみ説明いたします。

初めに、本日、差しかえでお配りした表紙から7ページの部分で、目次をごらんください。章立ては第1章から第6章、そして資料編となっています。大きく前回の2015の計画と変更はありません。

第1章では、計画策定の背景と目的、位置づけ、第2章で子どもや子育て環境を取り巻く現状と課題、第3章で基本的な考え方、第4章で次世代育成支援行動計画、第5章は子ども・子育て支援事業計画、第6章で推進に向けての取組を記載しています。

その他主な取り組み事業の一覧、資料編として子ども・子育て会議の検討結果、児童憲章や子どもの権利に関する条約についても同様に掲載を予定しています。

6ページをお願いします。

計画の位置づけのちょうど丸の二つ目をごらんください。

本計画については2つの計画を柱としています。「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画、そして、「子ども・子育て支援法」による事業計画、これを大きな柱としています。

その下の丸のところですが、現在北区では基本計画2020、教育分野では教育ビジョン2020等の計画も同時進行で策定の検討を進めています。そういった関係する各計画と整合性を図っていきたいと思っています。

下段に、イメージで基本構想含め主な関連計画等を掲載しています。

主なところは、素案の冊子で少し順番に触れたいと思います。

15ページまでお進みください。

北区子ども・子育てを取り巻く環境ということで、さまざまな数値等をこれまでも掲載していますが、この15ページの下段6、北区における外国人人口が今回の検討の中でも大きな要素であります、北区における外国人人口が増えているといった実態を踏まえ、掲載したいと思っています。

続きまして、19ページまでお願いします。(4)で、児童虐待相談件数の状況ということで、これも新たな表を入れました。近年増加している児童虐待等の状況を踏まえ、北区の子ども家庭支援センターにおける相談件数をグラフにして入れました。

続きまして、23ページ、こちらは差しかえの1枚の資料になっていると思います。21ページからのホチキスどめの資料をごらんください。

こちらで、認定こども園の利用状況ということで、近年の認定こども園等、区立・私立合わせての状況、表組みを変え保育枠と幼稚園枠ということで少しわかりやすい表にしま

した。

続きまして、24ページです。学童クラブの状況ということで、これも今までなかった資料ですが、保育園の待機児解消と同様に、今は学童クラブの待機児の状況が喫緊の課題となっていますので、こちらの現状、推移について資料を新たに掲載しました。

25ページまでお進みください。こちらからが子ども・子育て支援計画の2015の実績ということで、施策目標ごとに実績を掲載しています。このあと少々加筆をしていきますが、主なポイントを記載いたしました。

29ページまでお願いをします。先ほど差しかえをいただいたところで、1点おわびです。29ページの右下の令和元年5月1日の実績ですが、現在数字を集計中ですので、次回にお示ししたいと思います。

裏面です。差しかえということで、事前配付した資料は、実績欄が今期の実数になっておりまして、本来ここは定員数を入れるところですので、数字を差しかえるために机上にお配りしました。

続きまして、31ページからのニーズ調査の結果についてです。

ニーズ調査の冊子をお持ちかと思います。この厚さ、分量ですので、ニーズ調査の結果のうち、今計画において参考となるような数値の結果を中心に、子ども・子育てを取り巻く環境の変化を中心に記載しました。

それぞれのアンケート調査については説明を省略します。

54ページまでお進みください。子ども・子育てを取り巻く課題で、このニーズ調査、あるいは、子ども・子育て支援計画2015に基づきさまざまな取り組みをしている中、今の社会経済状況、子どもを取り巻く環境の中での課題などを中心に記載しています。これは体系図を検討する中で、こういったものが中心になるのではないかというご意見をいただき、それをまとめました。ポイントをしばって説明します。

54ページの一番上(1)一つ目の黒い四角です。多様な保育サービスの充実と質の確保です。

まず、保育ニーズ等について、今は区民の方のニーズが多様化しているというポイント、また、この会議でいつも議論いただいているように、量だけではなくて質、この確保が大事だということで、それについて、取組を進めていくことを記載しています。

55ページまでお願いします。こちらも上の四角です。妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援。これも議論の中で、こういった支援については年齢を問わず、切れ目のない支援、さまざまな子育て世代の不安解消のため、関係機関、関係部署が専門性を生かしつつ、十分な連携を図っていくことが大事という意見をいただいているように、これが大きな課題であり、解決するべきと理解しています。

続いて、56ページをお願いします。一番下の四角です。こちらも今回の計画のポイントになっていますが、性の多様性を新たな課題として、その理解促進について記載しています。

同じく、58ページ、こちらも同様に二つ目の四角です。多文化共生に向けた支援ということで、外国人人口の増加、多文化共生に向けた意識啓発、教育の分野での取組、具体的には、例えば日本語を母語としない方へのさまざまな視点が、新たな課題ではないかということで記載しています。

2章までの説明は以上です。

#### 【会長】

それでは、いろいろあるかもしれませんが、ただいまのご説明で1章から2章までについて、ご質問等ありましたら、お願いします。

#### 【委員】

私は経済的負担の軽減のことについて、どのように組み込んでいくかというところを重点的に見ているのですが、54ページに子育てを取り巻く課題、家庭の育てる力の支援の中に、保護者の経済的負担の軽減ということで書かれています。

この第1段落目に、ニーズ調査では悩んでいることとして「経済的な負担」が出てきていますが、調査結果として示していただいている箇所にこの経済的な負担が悩みだというデータがないように思います。該当する資料を一つか二つ入れていただければどうかと思います。

そして、施策の中身としまして、経済的負担の軽減について求められているということですが、実際のところ日常の家計負担を軽減という意味では、給食費の軽減のところだけが該当するのかなと思います。あとは、非常に限定的な負担軽減になっているようです。ですので、最も経済的に困難なご家庭に支援がいくような事業を、工夫して入れられてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

まず初めにアンケート調査については、37ページをごらんください。

今回、このように記載したのは、ちょうど中段より少し下あたり、下から7番目で、「子育て教育費の経済的負担で悩んでいること・気になること」というところがあります。こちらをもとに記載しました。

2点目の施策について、これまでの会議の中でも委員からご意見をいただいているかかと思えます。おそらく現金給付的なところを想定しているかと思えますが、これを区単独で直接というのは難しい部分があります。

一例として、ご紹介ありましたように給食費の話ですとか、それ以外のさまざまな負担軽減も行っているところです。これは当然、多子世帯が貧困というわけではありませんが、そういった世帯への区としてできる部分について事業化しているところですが、大きな金銭給付になりますと、例えば、児童扶養手当であるとか、そういった国の部分もあると思いますので、これについては当然、区としましては国に要望等も申し上げていますが、これはそういった中で進めていくことになると思います。

#### 【委員】

基礎自治体において、単独では難しいというのは承知しているのですが、区としても独自で何かやっていくという検討の余地を残しておくという意味で、どこに重点的に予算を配付するのかということをごきちん考えることで、それが可能になる部分もあるかもしれません。今後、検討していただければと思います。

### 【会長】

ほかにはいかがですか。

### 【委員】

性の多様性の理解促進と多文化共生に向けた支援、とてもすばらしい新しい記載だと思います。

ここの26ページで、施策目標3の最後の4行のところなのですが、放課後子ども総合プランについての説明で「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保のために」と書いてあるのですが、ここ相談体制がどういうふうに充実するのかわからないのですが、どうでしょう。

### 【事務局】

ここについては、全体の項目としまして、相談体制の充実と居場所という項目を網羅して書かなければいけないところですので、今ご指摘のように後段のところを中心にしています。

先ほど、さまざまな実績の加筆を考えていますと申しあげましたように、実績の記載が不十分な点がありますので、これについては今のご意見のように、ほかの部分についても、ご指摘のところも含めて次回までに加筆したいと思っています。

### 【委員】

同じところでもう1点ですが、児童館を子どもセンターに移行して、児童館の数を減らしていくという、そういう計画になっているのですが、子どもの数がふえている現在、少し足をとめて様子を見てはどうかという気もするのですが、そういったことは何も書かれていないので、少し検討するとか書いてあると、今後も児童館に行けるなという気がするのですが。

また、みんなが「わくわく☆ひろば」に行っているわけではなく、自由に遊びたいお子さんは「わくわく☆ひろば」をやめていて、身近なところで、児童館もまだもう少しあってもいいかなという気がしますが、いかがでしょうか。

### 【事務局】

まず初めに、児童館の配置については、この間、25館から20館ということで、統合が進んでいるのはそのとおりです。

ただし、この計画で数値化しているということではなく、子どもに対する居場所の確保ということで、しっかり放課後子ども総合プランが全校に配置されたという取り組みの実績を書いたところです。

また、計画にありますように、ティーンズセンターは、今はまだ1カ所ですので、これについても将来的な計画では2中学校区に1カ所ということで、6カ所程度というような想定をして、ここでは記載しています。

## 【会長】

ほかにはいかがですか。

## 【委員】

41ページのところの小学校入学後、放課後に過ごす場所の希望（就学前保護者）と書いてあります。低学年のお子さんが43.5%、あるいは、高学年50.8%の子どもたちが、放課後で過ごしてほしいなと親御さんが思っている表だと思います。私はわくわく☆ひろばに関係していますので少し実態をお話しますと、高学年になればどんどん利用者が減っているというのが実態です。これ希望ですから、別に表はこれでいいのですが、皆さん知っておいていただきたいのは、実態はどこのわくわくも高学年になればどんどん減っている。6年生なんかはおそらく20数%のみの利用で、学校によって違いますが、親の要望とは少し違うなということだけ少しお話しておきます。

## 【会長】

ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

もし何かありましたら、また後ほど時間があればお願いしたいと思います。

それでは続けて、第3章からご説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは、3章から引き続きご説明したいと思います。

初めに、本日、差しかえとしてお配りをした5-2の追加資料をごらんください。これまでの資料の修正箇所一覧というホッチキスどめの資料です。

まず初めに、この計画の基本理念の説明です。

現在の計画においても、この理念については大切な考えであるというところから、引き続き、この理念を新たな計画でも取り入れていくことをご議論をいただき、決定いただきました。

この間北区は、北区教育子ども大綱の策定があり、この中で家庭という表現について現在さまざまな状況があるというようなご意見をいただきました。そういったところを含めて、わかりやすく説明をするために、ここでの家庭とは、親と子どもからなる家庭だけではなく、子どもが生活する様々な環境を含めた家庭を意味していますというところを、少し補記をして説明文を加筆したいと思っており、事務局として修正案をご提示いたしました。

67ページからの以下、本体、こちらの説明をしたいと思います。

67ページ以降が、次世代育成支援行動計画になります。こちらは前回の部会におきまして、主な取り組み等についてご議論、ご意見をいただきました。これらを踏まえた変更案、事務局案を説明いたします。

同様に次のページ、追加でお配りした修正一覧の2枚目、2ページのところをごらんください。資料でいきますと、番号のところページ数があります。②74とありますので、1番目は74ページもあわせてごらんください。素案の74ページの資料と、この修正一覧をあわせてごらんください。以下も同じくお願いします。

こちらは、保育の質の確保について部会の中でご意見をいただき、その中で保育人材、こちらについての確保も重要ではないかということも踏まえて、そちらの内容について追記しました。

同じく74ページのNo.4、番号では③と表現していますが、こちらについても、多様な保育ニーズの取り組みとして、病児・病後児保育等について追加しました。

続きまして、75ページのNo.3です。日本語の修正ということで「整備を検討します」が、「整備します」に変更しました。

80ページ、No.4です。前回の次世代育成支援行動計画部会で、地域連絡会議は子育て部分が主たる対象ではないので、この主な取り組みに載せるのはどうかというご意見を踏まえ、こちらの項目を削除しました。

続きまして83ページ、子ども見守りネットワーク、こちらについて文言の「構築」を「推進」と修正しました。また、委員からこちらについての新たな取り組み等、生活安全推進プランの素案の中で、さまざまな取り組みがあるというご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえ文言整理と補記をしました。

防災意識の向上、No.2についても、同様に表現を整理し、特に教職員の訓練についても追記しました。

修正一覧の3ページ、素案の84ページをお願いします。子どもの安全対策の推進ということで、表題についても、これまでの通学路の交通安全等だけではなくて、子ども全体の安全対策の取り組みということで、こちらもご意見を踏まえ、先ほどと同様、生活安全推進プラン等を参考に記載しました。

87ページをお願いします。グローバル人材育成プロジェクトということで、さまざまな取組があります。イングリッシュ・サマーキャンプ、中学生の海外交流事業等を含めまして、もう少し大きなくくりとして、国際理解教育等それぞれの取組について記載しました。

89ページです。オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの推進という項目を新たに立て、あくまでも契機ということで、引き続き、子どもたちがスポーツに親しむ、あるいは、運動能力の向上・育成などを推進していくところを追記しました。

また、89ページですが、いじめに関する取組、これは人権と密接な関係があるというご意見をいただきましたので、その取組について記載しました。

90ページでも、いじめ根絶ということで項目をつけています。

修正一覧4ページと素案91ページ、こちらでスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣として、前回記載した部分に具体的な目標の記載をしました。

93ページ、こちらは日本語の表現を整理して、取組内容を修正しました。

94ページ、子ども発達支援センターさくらんぼ園等の取組について、児童発達支援事業を児童発達支援センターとすることについての記載です。

98ページ、多文化共生の新たな取組の中で、はぴママ面接など特定の事業の明示にとどまっていたましたが、広く子育て全般について記載をするとともに、現在北区でも重点的に取り組んでいる「やさしい日本語」を活用する取組も補記したところが、次世代育成支援行動計画部会でご議論いただき修正しました。



なお、それぞれの事業の取組について記載していますが、北区基本計画、あるいは、教育ビジョン2020等の進捗と合わせて、さらに具体的な取組の記載や整合性を図るなどの対応を行いますので、次回（案）を提示する段階で、さらに可能な部分については追記・補記したいと思います。

次に、第5章の説明です。

本日配付しました修正一覧の資料5ページをお願いします。一覧の⑰、素案では106ページをごらんください。人口推計のグラフですが、前回、数字、年齢のくくりが大きかったのですが、可能な限り、年齢、歳児の区分けをして、より詳細な歳児ごとのグラフに修正しました。

続きまして⑱、素案の108、109ページです。保育園・認定こども園保育利用分の量の一覧です。ちょうど丸々差しかえということで、数字を変えた部分はほかで記載しています。

この保育園の事業量見込みについては、先ほどの報告事項でもありましたが、令和2年に開設予定の（仮称）にじいろ保育園志茂等の変更を加味した数字で修正しました。数字の変更は、そういった部分を可能な限り反映しました。

続きまして、修正一覧の6ページ⑲、素案の110ページ、保育利用率という表現がわかりづらいというご意見をいただきました。これは国の基本指針にある表現ですので、注釈を入れわかりやすくなるよう工夫しました。

また、修正一覧⑳、量の見込みと確保方策の表について、若干修正をしたところがあります。これは、量の見込みと確保方策の量が同一で、過不足ゼロになることに違和感があるとご意見をいただいた部分です。これについては過不足欄を省略し、数値がイコールになっているところを注釈で記載しました。

例えば113ページをごらんください。量の見込みと確保策のところ、それぞれ同一数字があります。今まで過不足欄ゼロというのがありましたが、それを削除して注釈で「量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています」という注釈を記載しました。

続きまして、㉑です。118ページ、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業です。こちら資料の数字について修正をして、一番下の過去の実績から確保方策を見直し、段階的に量の見込みを確保できるような目標値に修正しました。

同様に、㉒番についても修正しました。

次の修正一覧7ページ、素案123から126ページです。学童クラブの量の見込みと確保方策です。

こちらは、これまで子ども・子育て会議や部会でさまざまなご意見をいただきました。それらを踏まえ、令和2年度以降の確保量の数字をさらに精査しました。

大きくは2点あります。

1点目は、現在王子第一小学校が改築中です。こちらが令和3年度に竣工しますので、これにあわせて3つの学童クラブを整備し、この定員120名を量の見込みに反映させました。

あわせて、現在の王子第一小学校は校内に学童クラブがなく、学校外の学童クラブを利用していますので、そちらについては、周辺の小学校、例えば王子小学校、東十条小学校

等の利用がありますので、総合的に定員を検討して、令和5年にさらなる拡充を予定することを反映させました。

2点目です。学童クラブは現在40名の定員が基本ですが、弾力的な運用をしているところもあります。部会等でご議論、ご意見をいただきましたので、そういった定員等をさらに精査をし、不足する可能性がある学校について量を見込みました。

令和2年度は40名の学童1カ所、令和4年が2カ所、令和5年が2カ所程度ということで、これを反映させた数字にしました。

なお、今後の学童クラブですが、令和6年度までの東京都の児童数推計の確定情報が11月下旬に公表されます。その推計値が今時点で反映できていませんので、それについては、都の児童数推計値が公表された段階で、この計画で反映させたいと思っています。

学童クラブの数字については、以上です。

最後に修正一覧の8ページです。

素案では少し戻ってしまうのですが、第4章前半部分です。

第4章については、先ほどからご説明したところですが、こちらの計画については次世代育成支援行動計画というところで、主な取組を中心に記載しています。この中で、部会でもご説明しましたが、目標を立てるのが難しいところです。

例えば73ページをごらんください。73ページの1番目の保育所待機児解消については、こちらは当然、何人の定員を確保するといった、数値で目標を立てられるのですが、一方、裏面で、例えば上のNo.3、保育の質の向上に向けた取組み等については、数値化した目標が難しい部分もあると考えています。

そういった部分を含め、こちらの資料で少し例示をしていますが、基本計画等での標語で、「推進」や、「拡充」、「設計開始」、「整備完成」、「設置」など、具体的に少しでもこの取組みがわかるような表現で記載したいと考えていますが、本日の素案ではまだ目標欄に記載がありませんので、これも次回までにお示しできたらと思います。

1点、修正をしたいと思います。114ページの表題で、「地域子育て支援拠点事業」とありますが、これは「妊婦健康診査」の単純な誤りです。恐縮ですが修正をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございました。

第3章から第5章までということで、分量がありますが、いかがですか。何かご質問等がありましたら、お願いします。

#### 【委員】

前回の2015と、あと中間の見直しと見比べながら、どこが新しくなったのかと思って見ていたのですが、素案の89ページ、前は「中学生地域防災向上プロジェクト」というのがありましたよね。事業も2つあって、「全中学校で実施」とありましたが、その防災の事業は全部すぽっと抜けていて、どうして抜けたのかと思いつつ、また別のところに移ったのかと思って見ていたのですが、事業の中にも巻末の一覧にも見当たりません。この中学生に対する防災の事業がどうしてなくなったのか教えていただけますか。

### 【事務局】

第4章の記載については、今までは単体の事業をピックアップして載せていたところですが、今回は「主な取組」ということで、包括するような取組みで書きました。その中で、今の中学生の防災について、この事業をやらないということではなく、他の取組、事業、さまざまなものの中から何を載せるのかというのを検討しながら今回の記載となりました。

後段の事業一覧で抜けているというご指摘については、今は各所管とやりとりしていますので、ご意見のように過去載っていた事業等について、過不足がないかは確認したいと思います。

### 【委員】

では、同じページで、1番、No.1で「プレーパーク事業」というのがあって、今は公園で子どもが遊んでいると「うるさい」と怒鳴られたり、苦情があったりして、非常に不寛容な時代と言いますか、公園で子どもが元気に遊んだり、他のお子さんと友情を育むというのが難しい世の中になってきている中で、こういう自主的に自由にいろんな年齢層の子どもが遊べる事業は、とてもありがたいなと思っています。たまに孫を連れて、こういうところに参加するのですが、例えばこの令和6年度目標というのは、これから「推進」とか「継続」とか、そんな感じに書かれるのですか。

### 【事務局】

この事業のようにソフト的な事業については、今申しあげましたように、「推進」とか「拡充」等の表現になるかと思います。例えば、こうした団体が増えてきているという状況で、側面的な支援の見通し等があれば、何か数字で記載することもあるかと思いますが、現時点では、「推進」とか「拡充」等の記載になるかと思います。

### 【委員】

ありがとうございます。

それから、巻末の事業を見ていたのですが、141ページの2、子育て家庭を支援する地域づくり、③地域における子育てネットワークの育成支援の2の「北区子ども・若者応援ネットワーク」、これは新しい事業ですけど、これ所管課が北区社会福祉協議会となっていますが、ここに委託する事業だというのはわかるのですが、区の所管課はないのですか。

### 【事務局】

この北区子ども・若者応援ネットワーク自体は社会福祉協議会の独自事業で、子ども食堂の支援事業について、子ども未来課が事業を委託しているので、これは別な事業になっています。

### 【委員】

別というか、包括しているという言い方もありますが、でも、これ所管課は普通、区役

所のどこが対応するか書きませんか。

**【事務局】**

繰り返しの話しになります。事業は社協での独自事業です。所管課という表現になっていますので、その表現が適切かどうかというのは確認したいと思いますが、事業実施主体は、これは社会福祉協議会の事業となっています。

**【委員】**

それをここに書くのです。ほかに一つもそういうものがないので、少し驚きました。それから一番下の行、「子ども若者」の「子ども」と「若者」の間に点（・）が抜けています。今気が付きました。

**【会長】**

ありがとうございました。  
ほかにいかがですか。

**【委員】**

90ページについて少し伺いたいのですが、先ほどから性の多様性の話がここに入ったのは画期的という話が出ていて、私もそう思うのですが、No.6の性の多様性の理解促進のところもう少し具体的に思いました。性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発や相談体制の充実を図りますとありますが、相談体制は例えばどこが窓口になるのか書き込むことはできないでしょうか。また、学校教育において、性教育や性的少数者への理解について教育の推進を図りますとありますが、これを具体的にどういう形でやるのか、もし検討していることが何かあるのか、それをさらに書き込む予定があるのかについて伺いたいと思います。

**【事務局】**

性の多様性の理解促進ですが、まずは正しい理解をしていく、そのための普及啓発は必要だということで、内容としては大きくくりな形の表現をしていますが、まずは講座とか、そういったものやっつけていこうと思っていますが、具体的に、いつ、何を何回やるかとか、そういったものはまだ今後の検討段階ですので、まずは、こういった表現をしているところです。

相談体制についても、スペースゆうで専門の相談窓口を開設できるように準備していきたいと思っていますが、いつ開設できるかまだはっきりしていないものですから、現時点でもこういった表現としています。

**【事務局】**

学校教育における性教育、性的少数者等への理解についてです。こちらは学習指導要領に基づいた性教育等の実施を図っていますが、東京都教育委員会が、この3月に学習指導要領の範囲を超えた内容を、いろいろな条件、保護者の理解を得ることや、そういったこ

とを踏まえて実施できるという性教育の手引を改訂しましたので、そちらを踏まえ、今後一步踏み込んだ、生きるための性教育等についても行っていく、あわせて、性的指向、性の多様性にかかわる理解についても、子どもたちの状況に応じて教育を行っていくという内容も含まれています。ただ、この表現ですと、その辺がわからないというご意見かと思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

#### 【事務局】

補足して、この性の多様性や多文化共生等については、基本計画でも今まさにどこまで、どういった取り組みをするかという整理をしています。

そこで、今はいろいろな調整をして、委員からお話がありましたように、少し抽象的な表現が多いところはどこまで具体的な表現ができるか、所管課や政策経営部と調整して、可能な部分は具体的な記載をしたいと思っております。ご意見、ありがとうございます。

#### 【委員】

具体的なことは検討されているということで承知しました。

#### 【会長】

ほかにいかがですか。

#### 【委員】

二つ伺いたいことがありまして、質問します。

質問の前に、会議でお伝えしたものが反映されているのが幾つかあり、とてもありがたいと思っています。ありがとうございます。

質問というか意見ですが、123ページから学童クラブの今後の方向性が書いているところで、確保量というのが増やされて、きょう配られた補足のところにも書いてあって、過不足が出ないようにしている。この数字だけ見ると大丈夫そうに書かれていて、これは前回の会議のときにもお話があったと思うのですが、実際には北区全体では不足がないとなっているが、一部の小学校では不足があるという実態があって、この数字だけだと何か大丈夫そうに終わってしまうから、それは危険ではないかという話があったと思います。なので、今後の方向性のところで、その増やすところを選ぶには、どのように選ぶかということを書かれたほうがいいのかと思われました。

つまり、「定員の拡大に向けた整備を進めます」というのが今後の方向性の2個目に書いてあるのですが、これだけだと北区全体で増やすというだけになってしまって、足りなくなりそうなところにちゃんと目星をつけてやるということも書かれた方がいいのかと思いましたが、いかがですか。

#### 【事務局】

123ページの記載の部分ですが、委員がおっしゃるような記載ということは、もちろん検討したいと思っております。表の二つの確保方策の考え方というところに、人口推計及び学校ごとの利用希望率を基に、各年度の定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるよ

うに必要な確保量を設定しているという記載をしましたが、今のご意見を踏まえて、もう少し今後の方向性の大きなところに記載するかどうかということについては、また相談したいと思っています。

#### 【委員】

もしかして、私が見落としているかもしれないのですが、前半の虐待のことでアンケートがあったと思います。子どもを叩いてしまったことがあるとか、強い言葉を、傷つける言葉を言ってしまったことがあるという数字が高くて、私は驚いて見ていたのですが、主な取り組みのところで、それに対応したものがどこにあるのかと思って見たのですが、私が見た限りだとわからなかったの、そのあたりを教えてください。

#### 【事務局】

今の子育てに関するさまざまなところは、それぞれの取り組みに関連するのかと思います。

一例では子育てに関する相談・情報提供の充実、例えば、75ページ、この中で、例えば、1番、2番、3番等もそれに含まれるのかと。1番の利用者支援事業というのは、これは妊娠期から子育て期に関するさまざまな方が保護者の相談に乗るようなところ、あるいは、子育て世代包括支援センターもその事業、たまご・ひよこ面接などでそういったことを行っています。

また3番の今後の子ども・教育に関する複合施設の整備も、そういった部分を解消するということです。この相談だけではなく、例えば、77の妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援というの、これも保護者に寄り添ったさまざまな取り組みと思っています。

また、虐待のところも93ページから虐待防止で項目を立てていますので、具体的にこのアンケートで、叩くという言い方がいいのかわからないのですが、子どもの接し方でのこのような生々しいアンケート調査もありましたので、これにさまざまな事業が連動して、寄り添うような支援をしていくということにつながっていくと考えています。

#### 【委員】

わかりました。では、93ページや、ほかのところも入っているということで理解しました。ありがとうございます。

#### 【委員】

46ページの⑨で、インターネットでパソコン、スマートフォン等の使用時間が大分増えているということが書いてあり、今ネット依存やインターネットにまつわる犯罪、非常に深刻化している社会状況だと思います。90ページのNo.4で、「依存症の未然防止」というタイトルになっているのですが、「学校教育の場でスマートフォンの正しい利用方法を伝える」ということだけではインターネット依存の未然防止も難しいのではないかと思います。5年前はこれでよかったかもしれませんが、例えば、前もお話ししたことがあると思うのですが、「アウトメディア」をやるとか、もう少し踏み込んだ表現というか、事業、そういうことは検討できないものですか。

### 【事務局】

今回のアンケート調査を踏まえて、依存症の未然防止ということを今回新たに掲載しました。今のメディアリテラシーとくくってよいのか、こういった環境があるところで、委員からありましたように、学校教育の現場や保護者に対する取り組みでは、不十分な部分もあろうかと思えます。それ以外の関係で取り組むというのが現状難しいところです。ただ、その辺の新たな取り組み等について、検討することが大事ではというご指摘もいただきましたので、ご意見を踏まえ検討したいと思えます。

### 【会長】

ほかにいかがですか。

### 【委員】

31ページのニーズ調査に対する取り組みが残念だなという感想を、少し述べたいと思います。

これ5年に1回やるような貴重な調査だと思いますが、前回のN数より随分目減りしてしまって、例えば、小学校1年生から6年生までの保護者の家庭というのは、前回は1,500人に対して934人回答が集められている。今回はそもそも1,000人しか調査していない。前にあった小学校5年生の決め打ちの調査もなく、先ほど委員からもありましたが、学童で実際には高学年が使っていないという実態は、たくさんの人から聞けば、より正確に見えてくると思います。例えば、小学校1年生から6年生までの保護者の意見の取り方としては、無作為ではなくPTAや学校を介してかなりの意見を集められるのではないかと思います。今後のニーズ調査の方法に関しては、少し考いたいただきたいなと思えます。

今回、ニーズ調査の中で私が一番注目したのは、その次のページ、実際の保護者の方が、フルタイムですか、パートですかという質問のところ。これはやはりパート、フルタイムで働いている人がふえていまして、これがそのまま学童のニーズにつながっていくと思っています。

なのに、結局、学童の待機児童の話で言うと、利用希望率でしたか、そういう言葉で割り算をされて、本当のニーズに対してどれだけ足りなくなっているのかがわからなくなってしまって、普通に考えれば、働いている保護者がふえている以上、学童に預けたいというニーズは高まるはずなのに、利用希望率という数字で割り出された結果、待機が少ないようにとれてしまう気がします。なので教えていただきたいのですが、利用希望率というのは一体どういうものなのか、123ページの表現ですが、これをお願いします。

### 【事務局】

利用希望率は、学童クラブを希望している方は毎年その申請がありますので、100人の児童に対して、例えば40人が申請していたとすると、40%が利用希望率だということになります。それを踏まえ学校ごとに利用希望率を算出しています。共働き世帯が増加している状況も踏まえ、より詳細な分析をしていく必要があると思えますが、現時点ではこのような形で利用希望率を算出している状況です。

**【委員】**

私の知っている限り、学童には定員があって、その定員の利用率みたいな形ではないのですか。40人とおっしゃいましたが、実際に40人しか希望者がいないのであれば40%になるのだと思うのですが、そこが私の感覚ではもう少し高くなってしまっているのではないかと考えているのですが、そこはうまくバランスがとれてニーズに合った定員数というか……。

**【事務局】**

先ほどの説明を少し補足しますと、まず利用希望率を出すときは、まず分母がその学校に在籍している、例えば1年生全員の人数。その中で、学童クラブを利用したいと希望して手を挙げている方、この率でやっています。定員に対して何名とかという考えよりも、その学校の学年の人数の中の何名が利用したいと手を挙げたか、その率です。

この率ですが、分析してみますと各学校によって傾向は違っているところがあり、そこを含めて、この学校ではおそらく利用率から見ると、これだけの不足が来年度生じるだろうと、そういった形で各学校のニーズを算出しています。

**【会長】**

ありがとうございました。  
ほかにいかがですか。

**【委員】**

今の利用希望率、続けての質問ですが、令和6年度まで算出するに当たっては、利用希望率は上がってくるという考え方で出しているのでしょうか。それとも、利用希望率は令和2年から同じ40%なら40%ということを出しているのでしょうか。当然分母も上がりますし、利用希望率も上がるとなれば、掛け算が二つになるので見込みが増えると思うのですが、その計算の仕方を教えてください。

**【事務局】**

利用希望率については各学校で算出し、基本的には過去3年間の利用希望率の平均をとっています。ただ一部の利用希望率が伸びている学校については、その伸び率等も含めて各学校の中で検討しています。

**【委員】**

そうすると、全体での平均の数字になっているのですか、それとも、結構地域性があって、ここはやっぱり定員を割っているところとか、待機が多いとかというのが、地域によってはあつたりすると思いますが、ここの数字はそれを平均した数字になっているのでしょうか。

**【事務局】**



まず、平均という言葉がありましたが、基本的に今回の計画では3地域に分けていますが、北区の場合、学童クラブはその学校に行っている子が学童クラブの施設を利用しますので、学校ごとにトレンドを捉えています。その学校の子どもの数と、この間の利用の動向ですので、単純に平均をとっているというよりは、トレンドを総合的に考えてニーズを出しています。

**【事務局】**

補足します。

学校ごとの人数を積み上げて、王子地域であれば王子地域の小学校全体の数字を、こちらに出しています。

**【会長】**

ありがとうございます。

いかがですか。時間も大分迫ってきましたが、あと、どうしてもという方がいましたら。

**【委員】**

91ページの1番、「子ども・教育に関する複合施設の整備」について。さまざまな施設、機能が複合化した総合的な相談拠点を、これから整備されるということですが、さいたま市だったか、こういう施設のところに校庭の一角でいいのですが、自由な遊びのエリアもぜひ設けていただいて、子どもは自由に遊べると心も晴れたりするので、その辺、考えていただけたらうれしいなと思います。よろしくお願いします。

**【委員】**

少し伺いたいのですが、きょうの議題と少し外れてしまうかと思いますが、わくわく☆ひろばで、子どもがご家庭の事情でどうしても残りたいといったときに、学童クラブの空き時間というと語弊があるかもしれませんが、学童クラブは5時になると帰ってしまう子がいて、5時半や6時になるとすいてくる。そういうときに、学童クラブで預かるとかという考えは行政にあるのですか。公的な場でそういうお話が出たということで、あえて聞いているのです。

**【事務局】**

現在のわくわく☆ひろばの考え方では、放課後子ども教室と学童クラブというものは明確に分けている。ただ、一緒になって連携をして、わくわく☆ひろばということで総合的にやっている。その中で、放課後子ども教室に通われているお子さんが、必要に応じて学童クラブでお預かりすることができるかというご質問と捉えますが、現在、学童クラブ…。

**【委員】**

できるかではなくて、行政としてそういう考えがあるのかという……。

**【事務局】**

現在は、そこについては検討している状況ではないです。

**【委員】**

検討するということは、やる可能性もあるということですか。

私が聞いているのは、議会で出たお話だと理解しています。

**【事務局】**

はい。今回、議会で出たお話というのが、学童クラブの待機児童が今は放課後子ども教室の一般登録でお預かりしている状況で、例えば夏休み期間中の朝8時15分から9時の間については、学童クラブと特例利用の方と差が生じている。夜間についても延長育成は7時までやっていますが、特例利用は委託のところでは6時、直営のところでは5時半ということで、そこも差が生じている、そういった部分、特例の子どもが学童クラブの子どもたちと同じような時間で預かっていただけるようにということで、区議会の文教子ども委員会で陳情が出されました。今はまだ本会議、議決はまだ終わってないですが、議論いただいております、そこはその議会の動向などを見据えた上で、どういう対応ができるか検討していかなければいけない事項だと捉えています。

**【委員】**

はい、わかりました。非常に関心のあるところですし、運用上、どういうことがベストなのか、慎重にお考えいただきたいと私は思っています。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、いかがですか。あと、6章のところでもしあればお願いします。

**【事務局】**

6章以下は後ほど詳しくごらんください。

なお、主な取り組み事業一覧ということで、先ほど委員からもお話がありましたように、ここは引き続き精査をしておりますので、内容についてもどこまで具体的に書けるか検討して、次回にお示しできたらと思っています。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、第6章は、何かありましたらお知らせいただくということで、お願いします。

その他、何か事務局から連絡がありましたら、お願いします。

**【事務局】**

それでは最後に、次回の会議のお知らせです。本日の次第の一番下の欄です。

次回の会議は、11月12日の火曜日です。こちら北とぴあ14階スカイホールで18時30分からとなっています。今回、素案ということで皆様にお示ししまして、これを本日いただきましたご意見を踏まえ、区でさまざまな部局と調整し、さらに具体的な取り組み等について記載する予定です。

なお、これは前回2015の計画のところでも同様でしたが、次回の会議で計画の案としてお示しして、パブリックコメントを実施したのち、最終的な完成版を策定します。この間、文言修正、あるいは、数字の修正があるかと思います。この辺の細かい部分については、正副会長とまたご相談したいと思います。

事務局からは以上です。

#### 【会長】

どうもありがとうございました。

それでは、次回は11月ということでよろしく申し上げます。

以上で、第27回の子ども・子育て会議を閉会します。

どうもありがとうございました。